

48

## 学園東町2丁目5番地地区

協定区域	西区学園東町2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1990年4月27日
	面 積	11, 280. 00 m <sup>2</sup>		更新 2000年4月27日 2024年4月27日  (毎年有効期間を 1年延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1990年4月27日～2025年4月26日(35年)

### 協定内容の概要

- 建築物の用途については、1宅地1戸の専用住宅以外の建築物は建築してはならない。ただし、建築基準法施行令第130条の3(兼用住宅)の第5号(学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設兼用)、第6号(アトリエ、工房兼用)に該当するもので、建築協定書第12条に定める協定運営委員会が隣接建築物や周辺住宅地の環境に支障がないと認めたものはこの限りではない。
- 建築物の敷地は、現況の宅地とし、分割してはならない。
- 既設の工作物(石積、擁壁、カーポート、道路、通路、生け垣その他共有施設等)及び建築物は、良好な状態を保ち、かつ、現況を維持するよう努めなければならない。
- 建築物の敷地の地盤面の標高は、当該敷地の造成工事竣工時における現況地盤面の高低差を変更してはならない。
- 各境界(道路、緑地、緑道又は隣地との境界)に面する塀については、地盤面高1.5メートル以内の生け垣とし、見通し及び緑化の妨げとなる土塀、板塀、コンクリートブロック塀等の築造はしないものとする。ただし、隣地との境界及び転落防止に限り、高さ1メートル以内の簡易な白色系のフェンスであればこの限りではない。
- 植栽は、当初の良好な状態を保つよう努め専有敷地内の空地部分においても樹木等を植樹し、緑化に努めるものとする。
- 協定区域内で既設の建築物以外の建築物を建築をし、又は既設の建築物に改良を加える場合には次の基準に従わなければならない。
  - 門扉は、屋根のない見通しのきく簡易な構造とすること。
  - 門扉は、内開き構造または引違い等とし、外開きの場合は開放時に敷地境界線を超えてはならない。
  - カーポートの屋根は、設置しないこと。
  - カーポートの扉は、チェーン等の簡易な構造とすること。
  - テレビアンテナ及び無線アンテナ塔は、設置しないこと。ただし、衛生放送受信アンテナを除く。
  - 看板、広告塔その他これらに類する物は設置してはならない。
  - 各宅地内のインフォメーションボックスの撤去はできないものとする。
  - 上記の基準以外の物で協定運営委員会が必要最小限度の大きさで、かつ隣接建築物や周辺住宅の意匠・街並・環境に支障がないと認めた物は、その基準に従うものとする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

48

## 学園東町2丁目5番地地区

